

事例番号:340330

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 37 週 5 日 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線正常、基線細変動中等度、一過性頻脈を認める

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 2 日

2:50 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 38 週 2 日

3:01- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、軽度および高度変動一過性徐脈を繰り返し認める

8:10 回旋異常、妊娠高血圧症候群、胎児機能不全のため帝王切開で児娩出、顔位

分娩当日 血液検査で AFP 1516ng/mL、胎児ヘモグロビン 4.0%

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 2 日

(2) 出生時体重:1800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.03、BE -14.4mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(チューブ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、貧血

血液検査でヘモグロビン 3.5g/dL、ヘマトクリット 11%

(7) 頭部画像所見:

生後 7 日 大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名

看護スタッフ: 助産師 2 名、看護師 2 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児母体間輸血症候群による胎児の重症貧血によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 胎児母体間輸血症候群の原因は不明である。
- (3) 胎児母体間輸血症候群の発症時期は、妊娠 37 週 5 日の妊婦健診以降、妊娠 38 週 2 日までの間であると考ええる。
- (4) 胎児発育不全および臍帯血流障害が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性が高い。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 34 週 2 日までの妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 36 週 2 日以降、胎児推定体重が $-1.5SD$  未満であり胎児発育不全を疑う状況で、ノンストレステストおよび臍帯動脈血流測定を行い経過観察としたことは選択肢のひとつである。

### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 38 週 2 日、陣痛発来のため入院としたこと、および入院時の対応(内診、分娩監視装置装着、バイタル測定)は、いずれも一般的である。
- (2) 胎児発育不全の分娩管理中に、重症高血圧(血圧 160/110mmHg 以上)および胎児心拍数異常(胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少および軽度変動一過

性徐脈)を認める状態で、4時33分に医師に報告したことは一般的であるが、経過観察としたことは一般的ではない。

- (3) 6時37分に胎児心拍低下するも回復するため経過観察としたことは一般的ではない。
- (4) 7時40分に回旋異常(顔位)、妊娠高血圧症候群、胎児機能不全のため帝王切開決定を決定し、本人に文書で説明、家族へ電話で確認し同意を得たことは一般的である。
- (5) 帝王切開決定から30分後に児娩出したことは一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (8) 出生時の児の状態から胎児母体間輸血症候群を疑い、妊産婦の血液検査(AFP、胎児ヘモグロビン)を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(CPAP実施、気管挿管)は概ね一般的である。
- (2) 蘇生後高次医療機関へ搬送としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児発育不全の妊娠中および分娩中の管理については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に沿った対応を行うことが望まれる。
- (2) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

胎児母体間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。